

川俣町最低制限価格制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川俣町が一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）により建設工事請負契約又は測量若しくは工事の調査若しくは設計に係る業務委託契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行の確保を目的として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、最低制限価格の設定について必要な事項を定める。

(対象工事等)

第2条 建設工事又は測量若しくは工事に係る調査若しくは設計（以下「建設工事等」という。）であつて、最低制限価格を設定するもの（以下「対象工事等」という。）は、原則として、次によるものとする。

- (1) 設計金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が130万円を超える建設工事

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格の設定は、工事請負契約に係る低入札価格基準についての中央公共工事契約制度運営連絡協議会モデルを基準として、川俣町財務規則（昭和61年川俣町規則第1号）第2条に規定する契約権者が定める。

(予定価格調書への記載)

第4条 町長は、最低制限価格を設定したときは、予定価格調書に最低制限価格を記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 町長は、最低制限価格を設定したときは、最低制限価格を設定していることを入札参加者に周知するものとする。

(落札者の決定等)

第6条 町長は、最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札した者を落札者と

する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。